事　務　連　絡
令和２年４月１７日

各不動産関連団体の長　殿

国土交通省土地・建設産業局　不動産業課長
不動産市場整備課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足その２）

先般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」（令和２年４月７日閣議決定）がとりまとめられ、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に向けた各種支援策が盛り込まれたことを受け、令和２年４月９日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足）」により、賃貸事業者等の皆様に活用の可能性があると見込まれる制度等について、貴団体加盟の事業者に対する周知をお願いしたところです。

今般、詳細が詳らかになった制度等について、下記のとおりとりまとめましたので、改めて貴団体加盟の事業者に対し、周知頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、宅地建物取引業者におかれては、取引の相手方である賃貸事業者やテナント事業者に対しても、適宜、周知頂きますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．テナントの賃料を免除した場合の損失の税務上の損金算入について【既に実施中】

（１）　法人・個人が、新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難となった取引先に対し、不動産を賃貸する所有者等が当該取引先の営業に被害が生じている間の賃料を減免した場合、次の条件を満たすような場合等には、その免除による損害の額は、寄附金に該当せず、税務上の損金として計上することが可能であることが明確化されました。

①　取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること

②　実施する賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること

③　賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること

（２）　また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。

（３）　なお、本取扱いを受ける場合、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対して賃料を減免したことを証する書面の確認を税務署より求められる場合がありますので、別添様式を参考とする書面等を作成の上、保存しておく必要があります。（別添様式はあくまで一例であり、個別の合意内容・状況等に応じて編集可能です。）

（参考）
国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（令和２年４月１６日更新版）
P26 ５　新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係
問４．賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf

２．国税・地方税・社会保険料の猶予措置について

（１）　新型コロナウイルス感染症により国税・地方税・社会保険料を一時に納付することが困難な場合は、個人・法人の別、規模を問わず、申請することにより、原則として１年間、納税が猶予されます。（延滞税も軽減）【既に実施中】

（２）　なお、令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに納期限が到来する税・社会保険料については、新型コロナウイルスの影響により令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少している場合かつ、一時に納付することが困難と認められるときは、無担保・延滞税（延滞金）なく、１年間納付を猶予することができるようになります。

この場合、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、税・社会保険料の納付期限において、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われることとなる見込みです。【関係法令成立後実施】

３．固定資産税等の減免措置について【関係法令成立後実施】

（１）　新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、中小事業者、中小企業者が所有し、事業の用に供する家屋（建物）及び償却資産（設備等）の令和３年度の固定資産税及び都市計画税が、事業に係る収入の減少幅に応じ、ゼロ又は１／２となります。

（２）　具体的には、令和２年２～１０月の任意の連続する３ヶ月の事業に係る収入が前年同期比３０％以上５０％未満減少した場合は１／２に軽減、５０％以上減少した場合はゼロ（全額免除）となります。

（３）　この場合、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われることとなる見込みです。

４．セーフティネット保証５号の対象業種への追加について【既に実施中】

信用保証協会における保証のうち、経営の安定に支障が生じている中小企業者について、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度である「セーフティネット保証制度」において、直近の売上高等が前年同月比５％以上減少等の場合に、一般枠とは別枠で借入債務の８０％を保証する「セーフティネット保証５号」の対象業種として、４月１０日付で、「貸事務所業」等が追加されました。詳しくは、取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

なお、セーフティネット保証５号の利用には、市区町村長の認定が必要です。

（参考）
『セーフティネット保証５号の指定業種の追加について』
https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html
『４月１０日にセーフティネット保証５号の対象業種に追加された業種の一覧』
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200410_5gou.pdf

※　なお、上記１．～４．の措置については、対象要件等によっては、適用されない場合もありますので、ご留意願います。

参考

テナント事業者においても、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している場合に、以下のような支援策が講じられることとされております。

①　政府系金融機関、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資
（参考）
『新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ』
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer.pdf
『資金繰り支援内容一覧表』
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf

②　新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で５０％以上減少している事業者に対する持続化給付金（法人は２００万円以内、個人事業者等は１００万円以内）の支給
（参考）
『持続化給付金に関するお知らせ』
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf

③　税・社会保険・公共料金の猶予
（参考）
『新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ』
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

以　上

（記載例）

※本様式はあくまで一例であり、個別の合意内容・状況に応じて編集可能とする。また、電子メールによる形式を用いることも可とする。

覚　　書（例）

【不動産所有者等名】（以下「甲」という。）と【取引先名】（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した〇〇年〇月〇日付「建物賃貸借契約書」（以下「原契約」という。）及び原契約に関する締結済みの覚書（以下「原契約等」という。）に関し、乙が新型コロナウイルス感染症の流行に伴い収入が減少していること等に鑑み、甲が乙を支援する目的において、以下の通り合意した。

第１条　原契約第△条に定める賃料を令和２年×月×日より令和２年▲月▲日までの間について、月額□□円とする。

第２条　本覚書に定めなき事項については、原契約等の定めによるものとする。

令和２年◇月◇日

不動産所有者等がテナントの賃料支払いを減免・猶予した場合の支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店をはじめとする取引先において、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところ。こうした取引先に対し、不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免・猶予した場合、状況に応じて以下の支援策が活用できる。

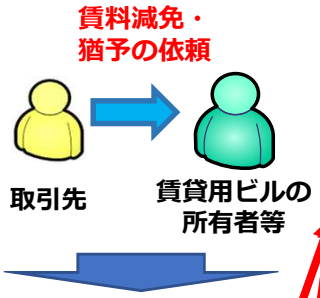

①賃料の支払いを猶予した場合

②取引先に対して賃料債権を減免した場合

（1）税・社会保険料の納付猶予

○　新型コロナウイルス感染症により、税・社会保険料を一時に納付することが困難な場合は、申請することにより、**原則として１年間、納付が猶予**される（延滞税（延滞金）は軽減）。

○　なお、令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに納期限が到来する税・社会保険料については、**新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合**において、**一時に納付することが困難と認められるときは、無担保・延滞税（延滞金）なく、１年間納付を猶予することができるようになる**（関係法令の成立が前提）。

この場合、**不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、税・社会保険料の納付期限において賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われる**こととなる見込み。

（2）固定資産税都市計画税の減免

○　中小事業者の保有するすべての設備や建物等の2021年度の**固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とする。**（関係法令の成立が前提）

（2020年2～10月の任意の３ヶ月の売上が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1／2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。）

この場合、**不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われる**こととなる見込み。

（3）免除による損害の額の損金算入

○　**法人・個人**が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、**その減額した分の差額については、損金として算入可能とする。**

①　取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること

②　賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること

③　賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行われたものであること

（※　既に行った賃料の減免を行う場合についても、同様とする。）

問４.《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》　〔４月 13 日追加〕

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

○　企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものとして税務上、取り扱われることになります。

○　しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。

①　取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること

②　貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること

③　賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること

○　また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。

なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益と既に費用計上した支払賃料が同額となるため、結果として課税が生じることはありません。

〔参考〕

- 法人税基本通達９－４－６の２（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の４(1)―10 の２（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**１年間猶予が認められます**。
  （状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）
- ◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、国税庁 で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

納税の猶予の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

現行制度	特例
● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上
● 原則として、担保の提供が必要。	● 担保は不要。
● 延滞税は軽減（年1.6%）	● 延滞税は免除。

※標準的な税の納付期限
・法人税　事業年度終了から２ヶ月以内（３月末決算であれば５月末）
・消費税　事業年度終了から２ヶ月以内（同上）
※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
・申告所得税　3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
・固定資産税　基本的に、４～６月で自治体が定める日（第１期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

※関係法案が国会で成立することが前提

地方税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1．徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2．申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、
お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

※関係法案が国会で成立することが前提となります。

3．関連

固定資産税等の軽減

1．固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の**2021年度**※の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とします。

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（事業収入が前年同月比20%以上減）に基づき、１年間、納税猶予可能です。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税
・設備等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の３ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
３０%以上５０%未満	**２分の１**
５０%以上減少	**全額**

2．固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国
（導入促進指針の策定）
協議 ↑ ↓ 同意
市町村
（導入促進基本計画の策定）
申請 ↑ ↓ 認定
中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

対象地域	**全国1,646自治体**（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの
	事業用家屋と**構築物**を**対象追加** • 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの • 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後３年間、ゼロ～1／2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】
１．固定資産税・都市計画税の減免に関するお問い合わせ：
03-3501-5803（中小企業庁 事業環境部 財務課）
２．固定資産税の特例の拡充・延長に関するお問い合わせ：
03-3501-1816（中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課）

セーフティネット保証４号・５号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、４号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び５号の対象業種は？

- ◆ SN４号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN５号：4月8日に151業種を追加指定。これにより、738業種が対象となります。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ（４号・５号）

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

セーフティネット保証5号の指定業種の追加

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）

指定期間：令和2年4月10日～令和2年6月30日

※1：この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。
※2：指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類（平成25年10月改定）細分類番号	指定業種名
1	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業等を除く。)
2	0712	型枠大工工事業
3	0731	鉄骨工事業
4	0732	鉄筋工事業
5	0794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
6	0795	防水工事業
7	0799	他に分類されない職別工事業
8	0973	ビスケット類・干菓子製造業
9	0974	米菓製造業
10	1011	清涼飲料製造業
11	1032	コーヒー製造業
12	1145	織物手加工染色整理業
13	1151	綱製造業
14	1194	帆布製品製造業
15	1197	タオル製造業
16	1226	繊維板製造業
17	1423	機械すき和紙製造業
18	1432	段ボール製造業
19	1441	事務用・学用紙製品製造業
20	1442	日用紙製品製造業
21	1453	段ボール箱製造業
22	1454	紙器製造業
23	1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
24	1511	オフセット印刷業（紙に対するもの）
25	1512	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）
26	1521	製版業
27	1531	製本業
28	1532	印刷物加工業
29	1591	印刷関連サービス業
30	1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
31	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業
32	1812	プラスチック管製造業
33	1813	プラスチック継手製造業
34	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
35	1821	プラスチックフィルム製造業
36	1822	プラスチックシート製造業
37	1823	プラスチック床材製造業
38	1824	合成皮革製造業
39	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
40	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
41	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
42	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
43	1834	工業用プラスチック製品加工業
44	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）
45	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
46	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
47	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
48	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業

49	1892	プラスチック製容器製造業
50	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業
51	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
52	2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
53	2146	陶磁器製タイル製造業
54	2147	陶磁器絵付業
55	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
56	2293	鋳鉄管製造業
57	2322	アルミニウム第２次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）
58	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
59	2511	ボイラ製造業
60	2521	ポンプ・同装置製造業
61	2523	油圧・空圧機器製造業
62	2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）
63	2532	エレベータ・エスカレータ製造業
64	2533	物流運搬設備製造業
65	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
66	2621	建設機械・鉱山機械製造業
67	2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
68	2642	木材加工機械製造業
69	2661	金属工作機械製造業
70	2694	ロボット製造業
71	2721	サービス用機械器具製造業
72	2735	分析機器製造業
73	2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
74	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
75	2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）
76	2913	電力開閉装置製造業
77	2921	電気溶接機製造業
78	2942	電気照明器具製造業
79	3112	自動車車体・附随車製造業
80	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
81	3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
82	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
83	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
84	3262	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）
85	3269	その他の事務用品製造業
86	3293	パレット製造業
87	3297	眼鏡製造業（枠を含む）
88	3923	市場調査・世論調査・社会調査業
89	4111	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）
90	4112	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）
91	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
92	4122	ラジオ番組制作業
93	4151	広告制作業
94	4161	ニュース供給業
95	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
96	4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
97	4216	鋼索鉄道業
98	4219	その他の鉄道業
99	4852	道路運送固定施設業
100	5412	建設機械・鉱山機械卸売業
101	5413	金属加工機械卸売業
102	5422	自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）
103	5423	自動車中古部品卸売業
104	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
105	5519	その他のじゅう器卸売業

106	5532	紙製品卸売業
107	5611	百貨店、総合スーパー
108	5711	呉服・服地小売業
109	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
110	6023	陶磁器・ガラス器小売業
111	6033	調剤薬局
112	6063	新聞小売業
113	6064	紙・文房具小売業
114	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
115	6811	建物売買業
116	6812	土地売買業（投機を目的としないものに限る）
117	6821	不動産代理業・仲介業
118	6911	貸事務所業
119	6919	その他の不動産賃貸業
120	6941	不動産管理業
121	7019	その他の各種物品賃貸業
122	7261	デザイン業
123	7272	芸術家業
124	7292	翻訳業（著述家業を除く）
125	7293	通訳業、通訳案内業
126	7299	他に分類されない専門サービス業
127	7429	その他の土木建築サービス業
128	7431	機械設計業
129	7461	写真業（商業写真業を除く）
130	7894	ネイルサービス業
131	7963	冠婚葬祭互助会
132	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
133	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）
134	8065	ゲームセンター（スロットマシン場を除く）
135	8092	マリーナ業
136	8242	書道教授業
137	8243	生花・茶道教授業
138	8246	スポーツ・健康教授業
139	8249	その他の教養・技能教授業
140	8311	一般病院
141	8312	精神科病院
142	8321	有床診療所
143	8322	無床診療所
144	8331	歯科診療所
145	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
146	8361	歯科技工所
147	8422	精神保健相談施設
148	8531	保育所
149	9092	時計修理業
150	9111	職業紹介業（芸ぎ周旋業を除く。）
151	9121	労働者派遣業

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号（マージャンクラブを除く。）及び第5号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。

資金繰り 支援内容一覧

参考①関連

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経融資
危機対応融資

【対象要件】
売上高▲5%以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

＋

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業 金融・給付金相談窓口** 0570-783183
  ※平日・土日祝日9時00分～17時00分
- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）
  ※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

経済産業省　中小企業庁

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナ感染症特別貸付などでご支援できます。

最長で**5年間**元本の返済が不要

利子補給で**金利負担**が**実質ゼロ**に

担保なしでの**借り入れ**も**可能**です

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

**新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様に、
日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、
信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。**

売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初３年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の返済があるため、追加の返済負担を負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長５年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長１５年の運転資金を調達できます。**最長５年の据置期間**で、**当面元本返済が不要**です。また、当初３年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため既に受けた債務の条件変更をしたが、追加の運転資金を調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。**

売上減少に伴い、既に受けた債務の返済ができない方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

既存の仕入ルートがストップし、代わりのルートではコスト増、売上減少が見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間３年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口
TEL：0570-783183
（平日・土日祝日9:00-17:00）

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
https://www.meti.go.jp/covid-19/
経済産業省　新型コロナウイルス感染症関連

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件		利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	• 借入債務の80%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠。⑨と共有） • 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付 ☆	• 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		③商工中金等による「危機対応融資」 ☆	• 3億円（別枠） • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) ☆	• 1000万円（別枠） • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ☆	• 6000万円（別枠） • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充) ☆	• 1000万円（別枠） • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	• 1000万円（別枠） • 運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠） • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠。①と共有） • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	• 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 • 設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）

☆追加要件を満たせば
実質無利子・無担保の対象
利子補給対象上限
（日本公庫等）中小事業1億円、
国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

＜**創業１年１か月以上**＞
【公庫(青枠)】最近１ヵ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近１ヶ月の売上高と、前年同月を比較 ＋
その後２ヶ月間(見込み)を含む３ヶ月の売上高と前年同期を比較

＜**創業１年１か月未満**及び店舗・業容拡大している**ベンチャー・スタートアップ**など（後者は公庫のみ）＞
（１）～（３）のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
（１）最近1ヵ月の売上高と過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高の比較	（１）左記に同じ。
（２）最近1ヵ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	（２）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の３倍を比較
（３）最近1ヵ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	（３）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
中小企業庁 The Small and Medium Enterprise Agency

持続化給付金
に関するお知らせ

経済産業省

参考②関連

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、
事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上（事業収入）―（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）
※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、
売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。

◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口
0570−783183（平日・休日9:00～17:00）

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ

前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただきます。

申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で**申請受付**を開始します。
電子申請の場合、申請後、**2週間程度で給付**することを想定しています。
※申請者の銀行口座に振り込み

申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。
（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

法人の方

①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
※今後、変更・追加の可能性があります。

申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口**を順次設置します。　※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、４月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方**に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる**供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請**いたしました（4月7日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

※「生活不安に対応するための緊急措置」（令和２年３月１８日）を踏まえ、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方又は受けようとする方については、託送料金等の支払期日を1ヶ月繰り延べる等の措置を講じています（３月１９日）。